

第5回今後の健康診断の在り方等に関する検討会	参考資料1
平成25年2月28日	

今後の健康診断の在り方等に関する意見（案）

I 学校の健康診断の総論について

1. 学校における健康診断の目的・役割

- 学校保健安全法では、学校における児童生徒等の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理について定めており、学校における健康診断は、この中核に位置する。また、学習指導要領においては、特別活動の中で健康安全・体育的行事として位置付けられており、教育活動として実施されるという一面ももっている。それらのことを踏まえ、学校における健康診断は、就学において支障があるかどうかについて、疾病をスクリーニングするという役割と、学校の健康課題を明らかにすることにより健康教育に役立てるといふ、大きく二つの役割がある。このことについて、学校関係者や保護者の間で、共通の認識を持つことが重要である。

- 一般に、~~疾病のスクリーニングでは、その検査のみで疾病の確定診断を行うことを目的とするものは少ない。疾病のスクリーニングとは、異常があるかどうかのふり分けであり、疾病の診断を目的とするものではない。特に、~~学校における健康診断においては、学業やこれからの発育に差し支えの出るような疾病がないか、ほかの人に影響を与えるような感染症にかかっていないかということを見分けることがスクリーニングの目的となるのである。そのような観点からは、~~学校におけるでの~~健康診断では、細かく専門的な診断を行うことまでは求められず、異常の有無や医療の必要性の判断を行うものと捉えることが適当である。なお、子どもの健康課題は、発達段階に応じて異なる側面を持つため、その点についても留意する必要がある。

- 2. 健康診断の実施体制

- 健康診断は限られた時間の中で行うため、より充実した健康診断にするに当たっては、事前の準備が重要。であり、担任や養護教諭に限らず、学校（園）長の指導の下、保健主事、担任、養護教諭が連携し、学校全体として健康診断に取り組むことが求められる。

書式変更：簡条書き + レベル：1 + 整列
 …… 0 mm + タブ：6.3 mm + インデント
 …… 6.3 mm

書式変更：蛍光ペン（なし）

書式変更：蛍光ペン（なし）

書式変更：蛍光ペン（なし）

- 学校医・学校歯科医がより効果的に健康診断を行うためには、担任や養護教諭等が事前に保健調査や学校生活管理指導表等で児童・生徒子どもの健康状態を把握し、学校医・学校歯科医に伝えることが非常に重要必要。家庭や学校の日常の様子など、健康診断の前に情報がまとまっていれば、学校医・学校歯科医としてより効果的な診察が行える。また、健康に関する情報を保護者に提供してもらうことが、保護者の問題意識と学校の健康診断とをつなぐ大事な架け橋になるとともに、学校においても、本当に必要な情報が何であるかについて、認識を深めることができる。その際には、既に診断されている疾患についても、併せて情報を共有することが求められる。
- 健康診断の実施においては、感染症予防や、プライバシーが保護される状況を確認するための、環境整備が求められる。その一方で、学校医・学校歯科医による身体診察については、プライバシーの保護という観点に配慮しつつも、脱衣等の診療上必要な事項については、児童・生徒子どもや保護者の理解が得られるような工夫が必要。安全で落ち着いた環境、プライバシーが守られている中で、子どもたちが安心して健康診断を受けられることが大事。

3. 関係者の連携と事後措置

- 健康診断においては、事後措置が非常に重要であるが、学校における健康診断においては、☒スクリーニングされても、その後、適切に医療につながないケースがある。学校保健安全法では、保健指導において、保護者に対して必要な助言を行うことが求められていることから、事後措置が適切に行われるように、何らかの取組をすることが求められる。
- 歯科保健においては、実際に口の中が見えることを前提として、歯の状態に応じた磨き方や食物摂取の在り方等に関する指導を通じて、子どもの自己管理能力を育てることができるなど、子どもや保護者の健康教育にとって重要な役割を果たしている。その一方で、学校歯科検診では、むし歯う歯だけではなく、歯周病、歯肉炎、顎関節や歯列咬合（しれつこうごう）なども留意することになっており、かなり複雑な状態にある。現代の子どもの口腔（こうくう）内の状態も大きく変わってきており、今後は、健康相談や保健指導の充実を図ることも課題である。
- 健康診断に関する一連の流れにおいて、校（園）長、保健主事、担任、養護教諭、担任、学校医、学校歯科医、保護者等の関係者間の連携が重要であり、特に、教育の専門家である教職員と、医療の専門家である学校医・学校歯科医との関係の構築

が重要。そのような体制の中で、健康診断やその後の事後措置等について評価し、次の改善に生活かすというPDCAサイクルがうまく機能することが期待される。PDCAを実施するに当たっては、校（園）長、保健主事、担任、養護教諭、学校医、学校歯科医等を含めて、役割分担を明確化することが必要。

- 児童・生徒子どもの健康診断の結果を踏まえて、学校全体の健康課題の分析や課題の抽出、それに対する取り組み、またその到達具合を検証するに当たって、学校保健委員会や健康相談の機能は重要。学校医、学校、家庭、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、地域等が連携して、健康課題に取り組んでいく必要がある。

書式変更：蛍光ペン（なし）

4. 健康に関する情報

- 入学予定校において、就学時健康診断の情報が十分に活用されていないという意見や、学校の健康診断の結果が、卒業後に活かされておらず、貴重な健康情報が埋もれているという指摘がある。人生の各局面における健康情報というものは、一貫して管理されて、個人に還元されることに意義がある。健康増進法に基づく指針においても、健康の自己管理の観点から、本人が主体となり健康手帳等を用いて健康診断の結果等の情報を継続させていくことが重要である旨が述べられている。健康に関する情報の重要性とともに、それを生涯にわたる健康情報として活用することが非常に有効であるということについて、共通認識を持つ必要がある。

書式変更：フォント：（英）MS ゴシック、（日）MS ゴシック、12 pt、フォントの色：自動

書式変更：フォント：（英）MS ゴシック、（日）MS ゴシック、12 pt、フォントの色：自動

書式変更：インデント：左：6.3 mm、行頭文字または番号を削除

- 健康情報の取扱いについては、例えば健康手帳や、電子媒体による伝達等が考えられ、その内容については、発達段階に応じた項目や、既往症や予防接種歴等に関する項目等が考えられる。

書式変更：リスト段落、行頭文字または番号を削除

- が、いずれにしても、健康の記録が大事ということについての教育や、生涯を通じた健康情報として活用できるような工夫が必要。

書式変更：簡条書き + レベル：1 + 整列：0 mm + タブ：6.3 mm + インデント：6.3 mm

- 子どもの健康情報の活用については、保護者との情報共有も重要。個人情報保護に留意しつつ、将来にわたって子どもの健康を守っていくために必要な方策については、子どもや保護者の理解を得ることが必要。これにより、保護者の健康観を育成することや、将来にわたって子どもと関係づくりをしながら健康を高めていくことなども期待される。

5. その他

- ~~○ 入学予定校において、就学時健康診断情報が十分に活用されていないという声がある。就学時健康診断の在り方等についても、適宜検討が必要である。~~
- ~~○ 今後の学校保健の充実を考えるにあたっては、開業医だけでなく、勤務医も含めて取り組んでいく必要がある。~~